

平成30年度 第1回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日時 平成30年11月16日(金) 午後2時00分～午後4時05分
場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階3-2会議室
出席者 会長 横井 祐一 副会長 田中 隆秀
青木 富士夫 川島 圭二
迫田 義一 高田 里美
所 洋士
欠席者 広瀬 さき子 広瀬 真人
事務局 環境水道部長 廣瀬 進一 下水道課長 臼井 敏明
下水道課総括課長補佐 工藤 浩昭 下水道課主任 森 貞雄
司会進行 下水道課長 臼井 敏明
傍聴人 なし

- 1 委嘱書交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の自己紹介
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 諮問
【諮問写 委員に配布】
- 6 審議会条例等の説明

(会長) 議事に入る前に、会議の成立について報告いたします。本日の出席委員は、9名のうち7名です。瑞穂市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、出席者が過半数に達しており、この審議会が成立することを宣言いたします。また、会議録については、先ほど事務局から説明があったとおり、原則、公開になりますので、改めて申し上げます。議事についても、事務局から説明があったとおり、原則、公開となっていて、市のホームページで事前に傍聴の案内もしてあるようですので、特に反対意見がなければ認めたいと思いますが、よろしいですか。

(委員) 異議なし

(会長) では、事務局のかた、傍聴のかたがいらっしゃるかどうかの確認をお願いします。
(事務局確認 傍聴人なし)

7 議題

(会長) 審議の前に、先ほど諮問書を読み上げていただきましたが、少し分かりにくかったので、もう少し具体的に諮問の内容について説明をお願いします。

(事務局工藤) 諮問について具体的な内容を御説明いたします。下水道の経営は、本来、下水道使用料で維持管理費や建設したときの借金、地方自治体では借金のことを起債といいます。起債の元金や利息の返済も下水道使用料で賄うこととなっております。しかし、現実的には下水道使用料のみで下水道の経営が成り立っておらず、収支が合わない状態になりますので、不足する財源については、一般会計から繰り入れてもらい、収支を合わせて経営している状態になっております。そのため少しでも一般会計の負担を軽減するために、歳入を増やす方策や歳出を削減する方策について、この後、市から具体的な案を提案させていただきますので、その方策の実施の可否につきまして、皆様で御審議をお願いしたいと考えておるものであります。以上です。

(会長) ありがとうございます。今、諮問の具体的な御説明をいただきましたので、諮問の趣旨は大体理解できたのではないかと思います。それでは会議の進行について事務局にお尋ねいたしますが、これからどのように審議を進めていったらよいですか。

(事務局廣瀬) それでは、今、お手元にごございます資料、上下水道事業審議会資料第1回の資料、こちらは見てのとおり分厚くなっておりますので、まず進め方としましては、この資料の1つ、下水道経営状況という資料が5ページまでありまして、それ以降、6ページ以降は経営改善方策の資料となっております。これ全体をまず最初に事務局のほうから説明させていただきまして、御審議なり御質問していただくようにするのが、まず1つの方法です。それか今言ったように、下水道経営についての資料をまず説明させていただき、一旦ここで切って、質問質疑いただく。その後、下水道の改善方策の資料について項目を区切って説明させていただいて、その区切ったところで、また御質問いただくという小分けした形のような審議の進め方にさせていただくかのどちらかでお決めいただければよろしいかと思います。

(会長) 今、事務局から会議の進行について2つの提案がありましたが、資料の説明と審議の仕方を皆さまはどのようにしたらよいですか。御意見があればお願いし

ます。

(委員C) 特にございませぬ。

(会長) それでは、この資料も大変分量も多いと思いますので、一度まず初めに下水道経営について御説明いただきまして、そこで質問等ありましたら質問させていただいて、その後順次、経営改善について審議していくという方法でいかがでしょうか。

(委員C) それで結構です。

(会長) では、その流れで進めさせていただきたいと思います。
では事務局のかた、下水道の経営の資料の説明をお願いします。

(事務局工藤) 瑞穂市の下水道の経営状況について御説明させていただきます。資料の1ページ、A3カラー刷りのものになりますが、そちらをご覧ください。オレンジ色と緑色と水色の三色、色が付いておりますけど、こちら瑞穂市にございませぬ下水道の3つの事業になります。今回、この3つの事業について図面のほうで御説明申し上げたいと思います。資料としてパンフレットをお配りしていると思います。パンフレットの4ページに瑞穂市の図面が付いております。瑞穂市汚水処理構想図となっております。こちらをご覧ください。瑞穂市には現在3つの下水道事業がございまして、水色の区域、穂積駅の周辺アクアパーク別府水処理センターと書いてございませぬ、こちらが経営の手法でいうコミュニティ・プラント事業ということになります。それから今現在、巢南庁舎がありますけれど、この巢南庁舎の地域、西小学校区の下水道が特定環境保全公共下水道事業になります。それから揖斐川の西側右岸側に呂久地区というところがあります。そこが農業集落排水事業になります。この3つの下水道が瑞穂市にはございませぬ。また、赤く色が付いているところですけども、ここは公共下水道で計画しておりまして、平成27年4月都市計画決定を行っておりますけれど、まだ事業着手が出来ていない処理区になります。この公共下水道の事業着手に向けて、現在早期の事業着手に向けて努めているところでございませぬ。それから、色の付いていない白いところの住宅とか工場などについては、合併処理浄化槽で汚水処理を行っていく地域になります。この図面と先ほどの資料の1ページの経営指標を見比べながら見ていただければと思います。それでは、それぞれ下水道事業の経営指標の資料について御説明申し上げます。項目がたくさん書いてございませぬけれども、水色に塗ってある部分について、特に今回、時間もありませんので説明したいと思います。最初に上から4行目、水洗化率と書いてありますが、水洗化率というのは、処理区域内に住んでいる人が下水道

に接続され、利用されているかたの人口の比率になります。こちらのほうは件数ではなく、人口の比率になりまして、特定環境保全公共下水道事業の場合は平成29年度末で70.9パーセントのかたが下水道を使われています。農業集落排水事業につきましては98.7パーセント。コミュニティ・プラント事業については54.1パーセントのかたが接続して御利用いただいていることになります。次、2行飛びまして、有収率と書いてあるところです。オレンジ色のところや緑色のところは100パーセントと書いてありますけど、こちらは下水処理場で処理した水と実際に使用料をいただいている水量の比率になります。100パーセントなので分かりにくいですけど、コミュニティ・プラントのところは5ヶ年平均で98.1パーセントになっております。そちらをちょっと見てください。式も書いてありまして、④÷⑤と書いてあります。年間有収水量を年間処理水量で割ったものです。この率が100パーセントでないということは、下水処理場で処理をしている水が使用料をもらえていない水量があることになります。98.1パーセントで1.9パーセントは地下水などの不明水が下水処理場に入ってきていることを示している数値になります。続きまして、使用料単価、赤い色の文字のところ。特定環境保全公共下水道は、特環、農業集落排水は、農集、コミュニティ・プラントはコミ・プラとこれからは省略させていただきます。特環については、5ヶ年平均で175円。農集は171円。コミ・プラは176円です。こちらにつきましては、1立米あたりの単価、ちょっとわかりにくいんですけど、下水道使用料については基本使用料がひと月1,600円、消費税抜きですけども、後、使った水量ごとに150円とか160円とか170円とか単価を掛けていただいく仕組みになっております。その基本使用料とか超過使用料について、単価がバラバラですので全体の水量を全体の使用料収入で割った、要は加重平均した使用料だというふうに思っていたらいいかなと思います。続きまして、汚水処理原価というところに行きます。汚水処理原価3つ書いてございます。維持管理費プラス資本費、維持管理費、資本費と書いてありますけども、維持管理費は言葉のとおり皆さん分かっていたらいいかなと思います。資本費というのは、この下水道の法非適というんですけど、専門用語になってしまうんですけど、法非適事業というものでは元金と利息の額のことを資本費と呼んでおります。こちら分かりにくいので、2番目に書いてあります汚水処理原価維持管理費で御説明申し上げます。特環について179円となっております。179円というのは、⑨÷④ですので、維持管理費を年間有収水量で割った単価です。1立米の水を処理するために必要な単価が179円ということになります。先ほどの使用料単価というのは、1立米あたりお金をもらえているのが175円。5ヶ年平均で維持管理費が179円とのことですので、1立米処理するのに4円足りていないということになります。この足りていない分には、一般会計から繰り入れてもらって経営を行っていることになります。今、申し上げたことが赤字の下

に書いてあります経費回収率維持管理費というところで、使用料で維持管理費が賄えている率になります。97.7パーセントと書いてありますが、2.3パーセントについては一般会計に頼っていることになります。こちらが本来、100パーセント以上でなければならないことになっておりまして、下水道事業については、公営企業ということで独立採算を行うことが原則なんですけれど、使用料収入が少なかったり、維持管理費が高かったりということで100パーセント以下になっておりますので、今回の審議会ではこれをできるだけ100パーセント以上になるような方策を市から提案しますので、皆さまでその1つ1つについて審議していただきたいということになっております。瑞穂市の下水道の状況については、この表でわかります。先ほど申し上げましたとおり特環については維持管理97.7パーセント。農集については62.4パーセント。コミ・プラについては81.8パーセントということで、いずれの事業も使用料で維持管理費が賄えていない状況になっていることがこの資料で分かります。

(委員A) 特定環境保全公共下水道は図面でいうと、どこのことをいっているのですか。

(事務局工藤) 図面でいうと、ここです。

(委員A) それがこの一番左。

(事務局工藤) はい。色が合わせてあります。緑は緑、青は青のところですよ。

(委員A) コミュニティ・プラント事業は瑞穂市役所周辺のことですね。

(事務局工藤) はい、そうです。

(委員A) はい、分かりました。

(事務局工藤) 今、申し上げました、用語の定義につきましては、2ページに説明が付けてございますので、今、早口で御説明申し上げましたので、御理解いただけなかったかたは、また改めて、こちらのほうも見比べていただけたらと思います。瑞穂市の状況は分かっていると思いますが、県内の他の自治体の状況については平成28年度の決算のデータですけども、3ページから5ページに付けておりまして県内の状況を、そちらもご覧ください。3ページが公共下水道事業と書いて、瑞穂市でいいますと赤色のこれから行う事業になります。こちらで一番右にあります経費回収率維持管理費を見ていただければと思います。こちら100パーセント以上になっているところは、例えば岐阜市さんですと、202

パーセント。維持管理費の2倍以上の使用料が入ってきていることがわかります。この公共下水道事業については、県内大体ほとんどの自治体が100パーセント以上使用料で維持管理費を賄えていることが分かります。続きまして、4ページをご覧ください。こちらは御質問のありましたオレンジの地域の特定環境保全公共下水道事業の西処理区になりまして、赤色のところに28年度の状況が抜粋して書いてあります。県内一覧になりまして、こちらにつきましても県内半分以上の自治体で使用料で維持管理費を賄えていないような事業になります。この特環事業というのは、市街化区域外を公共下水道で整備する事業になりまして、比較的人口密度の低い地域で行う事業になりますので、経費回収率も必然的に悪くなると思います。続きまして5ページは、呂久処理区で行っております農業集落排水事業になりまして、こちらは一番右を見ていただきますと、100パーセント以上の事業がございません。農業振興地域でしか行えない事業になりまして、更に特環事業より人口密度が低い地域で行っている事業になりますので、非常に経営状態が悪いことがこの資料で分かると思います。以上が瑞穂市の下水道の経営状況であり、県内の下水道の経営状況についての説明になります。一旦ここで説明を終わらせていただいて、質問などをしていただければと思います。

(委員A) 最初の公共下水道事業については、どれのことをいっているのですか。

(事務局工藤) 瑞穂市でいうところの赤い色の事業になります。

(委員A) まだやっていない事業のことですか。

(事務局工藤) そうです。まだやっていないのでこの一覧表にも載っていません。瑞穂市がこの赤色の公共下水道事業瑞穂処理区を始めれば、こちらの一覧表のグループに入ることになります。

(委員A) 旧巢南の地区が98.5パーセントということですが、この数値が他の自治体もみんな100をきっているということですか。

(会長) 特環のところは違いますよね。半分以上の自治体が100を切っているという事務局の説明があったと思います。

(委員A) それで、これは100を維持していればいいということですか。

(事務局工藤) 最低でも100以上は、必要です。

(委員A) 最低でも100ということですが、なんで最低でも100なの。

(事務局工藤) この後、詳しい説明をさせていただき予定をしておりましたが、借金の返済は、一般会計で負担しても止むを得ないという決まりが総務省から出されておりました、しかし維持管理費については、最低でも下水道使用料で賄ってくださいという決まりがあります。

(委員A) 分かりにくいのでもう一度、御説明願います。

(会長) 要は、運用の費用については、収入で賄いなさいと。

(委員A) ランニングコストの部分を収入で割ったものが、100ということですか。資本費、借金部分を除いたところが、100ということでしょうか。呂久についても同様ですか。

(事務局工藤) その通りです。

コミュニティ・プラントについては、この一覧表はないのですが、そもそも統計自体がないです。コミュニティ・プラント事業は、一般会計で行う事業となっております、特別会計とか公営企業の適用を受けるということがなく、資料がないので1ページにある瑞穂市のものしかありません。

それでは今、借金は別なのかという御質問を追加で説明させていただきます。1ページの資料をご覧ください。下の方にも上の方にも経費回収率と2か所書いてあると思います。一番左下のところに基準内繰入を考慮した場合と書いてあります。上は97.7、下は98.5と書いてあると思うのですが。

(会長) 番号で説明願います。

(事務局工藤) 14番、経費回収率(維持管理費+資本費)は、特環事業については、31.5パーセントと書いてあると思います。下から2つ目の21番、経費回収率(維持管理費+資本費)は、97.2パーセントと書いてあると思います。同じ日本語なのに率が違っていると思います。これは左に書いてある基準内繰入を考慮した場合、資本費部分については一般会計で負担しても仕方ないという決まりがあります。下水道事業については、水をきれいにすることによって、下流域の人達が便益を受けたり、水路に汚れた水が流れ込まないようにするため、農業への影響がなくなったりと公益性が高い事業になっておりました、借金部分については一般会計で負担しても仕方ないという決まりが、基準内繰入ということで、基準を満たしている繰入は一般会計で負担しても仕方ないとなります。しかし、維持管理費については、使用料で持たないといけないので、

基準外繰入ということになります。本来、資本費についても下水道使用料で賄えればいいのですが、本来の姿であったときには、31.5パーセント。止むを得ない場合は、97.2パーセントというのが、この数値の違いになります。ですので、今回は資本費については、止むを得ない部分もあるということで、維持管理費を最低でも特環については、100パーセント以上にしたいですし、その他の事業についても出来るだけ100パーセント以上に近づけたいということで審議していただく項目を用意しております。

(会長) 続きまして、下水道経営改善方策について事務局のほうから御説明願います。

(事務局工藤) 経営改善するには、当たり前のことですが、収入を増やすか、歳出を削減するかということになると思います。この方法について、1つ1つ提案させていただきたいと思いますので、6ページをご覧ください。収入を増やす方法や歳出を削減する方法というのは様々あると思うんですけど、今回は条例であったり、規則であったり、要綱であったりという改正が必要となるような項目について皆さんに御審議いただきたいということで、ここにいくつか書かせていただいております。順番に御説明していきたいと思います。まず初めに、歳入の増と書いてありますけども、(1) 下水道排水設備指定工事店の登録更新手数料とあります。下水道が普及、供用開始して下水道を使っていたくためには、各家庭の中の排水設備といいますけども、工事を行って、下水道に繋ぐ工事が必要になります。こちらの工事を行っていただくのは、市の指定を受けた指定工事店という会社でしか工事を行うことができません。こちらの指定工事店になるために、市に登録が必要となります。登録するために、書類の審査が必要となります。新規の登録のために手数料を現在、瑞穂市は14,000円という手数料をいただいております。それから、この登録の更新申請は多くの市町村で必要となっていて、瑞穂市の場合、5年ごとに更新が必要となっております。県内の一覧表が7ページに付けております。そちらを見ていただければ、更新の期間の違いも分かると思います。瑞穂市は5年ですが、3年や2年、更新なしというところもありますけど、ほとんどの自治体が5年となっております。それから新規については、14,000円と申しましたけれど、更新の手数料は現在、瑞穂市は取っておりません。0円と赤い文字で書いています。ほとんどの自治体が、更新手数料を取っております。瑞穂市が何故、取っていないかというと、北方町さんが更新なしと書いてありますが、元々数年前まで北方町さんと同じで更新の手続きがなく、新たに更新の制度を5年ということで導入しました。そのとき元々、更新自体が必要なかったので更新手数料を新たにするのはということで、まずは、更新が必要という決まりに変えました。それから5年以上が経ちまして、一通り更新が終わりましたので、今回、このほかの自治体と同じように、瑞穂市も更新手数料を取って収入を増やしたいと

いう提案です。決まりを変えますので、業者さんからすると、何で取るのだということもありますので、こういう審議会とかで御意見があつて、変えたというようなこともしたいので、今回、提案させていただいております。大体のところ、新規と同じ金額なのですけれど、また、瑞穂市は新たに取るということで、段階を踏みまして、取り敢えず、今回は半額の7,000円にしたかどうかということを考えております。例えば、7,000円を取った場合、いくらぐらい増えるかというのが7ページの一番下に書いてございます。更新手数料の創設によってということで、現在113社の登録が市にあります。113社掛ける7,000円ということで、791,000円が5年間で収入の増となります。これにつきまして、皆さんどう思うかということで、先ほど部長から提案があったと思いますが、この1項目ずつ御意見、御質疑、御審議いただければということで、こちらの説明は、一旦ここで終わらせていただきたいと思ひます。

(会長) ありがとうございます。ただいま6ページの1の歳入増のところの(1)下水道排水設備指定工事店の登録更新手数料の変更について、事務局のほうから御提案いただきました。新規の手数料は、現状のまま14,000円、そして5年ごとに7,000円の更新手数料を新規にいただくという御提案です。皆さま、御意見いかがでしょうか。

5年間で791,000円の増ということなので、1年当たりだと約5分の1となるということですね。

(事務局工藤) はい。指定工事店の数ですけど、一番多いときで130社ぐらいあったのですが、更新制度を導入してから、更新しない会社も出てきて、10数社は減りました。でも新たに増えた会社もありますので、基本的には、ここで一回最低まで減って、これから徐々に増えて行くのではないかと思います。金額的には、数が増えればまた増えて行くのではないかと思います。

(副会長) 質問ですけど、更新手数料というのは、業者が勿論払うのですけども、結局は市民に転嫁されるんですよね。工事費の中に含まれますよね。そうでないと、業者はその分、明らかに収益が減るわけですから。

(事務局工藤) その会社もその個人のかただけでなく、他の工事もたくさんやっているんで、直接的にお客様の工事費が高くなるということはないのではないかと思います。

(副会長) もちろんそうですけど、理論上の話ですけどね。

(事務局工藤) そうですね。数十円かもしれませんが。

(副会長) 広く薄く、住民の負担に転嫁されるのですから、その度合いが7,000円か14,000円かということで。過激な言い方かもしれませんが、7,000円ではなくて14,000円でも構わないという気もしますけど。取り敢えず、7,000円で設定しておいて、5年なり10年先に14,000円にするという見通しですよ。

(会長) 先ほど段階的にという言葉がありました。

(事務局工藤) そうですね。また5年が経過して、次の更新があれば14,000円にするというのがあります。でも、一気に14,000円でよいのではないかという御意見があれば、それはそれですが。

(副会長) 値上げの手法としてどれが適正なのか、判断はお任せしますけども。

(事務局工藤) もう1つ、新規に比べて更新の書類審査が少しだけ楽なのです。ですので、同じ金額を取るのには業者さんに申し訳ないなという思いもあります。同じだったとしたら、更新する必要がないのではないかと、切れてしまってから、必要などきだけ申請すればよいのではないかという更新するメリットも少しあったほうがよいのかなということで、今回は金額の差を付けました。実際には、今、半額のところも3つぐらい自治体がありまして、池田町さんが20,000円が10,000円、川辺町さんと七宗町さんが10,000円が5,000円とあります。

(委員C) 実際問題として、今、接続されるところがどのくらいの数が年間増えて行っているのか。

(事務局工藤) 年間ですね、新築と既設の浄化槽、汲み取りからの切替えを合わせると、年によってバラバラですが、オレンジ色のところと水色のところを合わせて40件から50件ぐらいですね。

(委員C) 取り敢えず、半分かな。次にこれから先に新たな処理区が出来て、下水道に繋ぎ込まなければならぬ状態になったときには、100件を超えるような事業者がいても市内での仕事はあるということになるのですよね。現状でも100社もいて、実際には半分も仕事がないという状態ではそんなに上げてはどうかなとは思いますが。

(事務局工藤) 新たなかたは、50件ぐらいですけど、元々下水道を使っていたかたも、家を

建て直すときの工事も指定工事店しかできないので、そういうのを含めればもう少しは増えると思います。

(副会長) 今の事業に直接関係ないですが、先ほど御説明いただいた特環地区、コミ・プラ地区のところで新たに下水道に繋がれるケースは、建物を新築した場合が圧倒的に多いですか。それとも合併浄化槽から、この際、下水道に切替えるとかいう、いろんなケースがあると思いますが、新たに下水道に繋ぐというのは一旦、建物を壊して新しい建物を建てたときなのか、あるいは、更地に新築して繋ぐ、下水道に繋がらないで合併浄化槽で行くっていう選択肢はあると思いますが、比率としては、先ほどおっしゃった年間数はどういうケースが一番多いですか。

(事務局工藤) 一番多いのは、更地に建てて下水道に繋がれるパターンがここ4、5年はそういうかたの割合が一番多いです。元々、今、建物を壊さずにただ浄化槽を撤去して下水道に繋がれるかたが一番少ないです。大体、平均的に言えば、この後、資料があるのですが、年間平均、西地区で5件ぐらい、別府のほうで平均すると8件ぐらいですね。

(会長) 御意見がないようでしたら、原案どおりで可決することよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) 続きまして、次のご提案を事務局のほうからお願いします。

(事務局工藤) 続きまして、歳入の増(2)下水道使用料と書いてあるところですけども、歳入を増やす方法としては、下水道使用料を改定と書いてございますけども、具体的には値上げするのが一番簡単な方法なんじゃないかと思います。この委員さんのなかでも前回の審議会の委員であったかたは、覚えていることもあるかと思いますが、瑞穂市の下水道使用料についてご説明申し上げますと、8ページの資料をご覧ください。岐阜県内の下水道使用料の一般家庭の平均水量が1ヶ月で25立米ぐらいになります。そちらだったとしたら下水道使用料がいくらになるかという県内の一覧表になります。瑞穂市は順位でいうと13番目というところになりまして、税抜き3,850円でございます。平均よりはひと月104円高いということになっております。前回と比べるとだいぶ平均があがってきて、平成24年度の審議会の時は約200円平均より高かったんですけど、ほかの市町村が少しずつ値上げしていつているんだなと、今回資料を作ってみて改めて感じたところがございます。しかし、県内の中でもまだ平均より高く、瑞穂市が位置しております岐阜西濃地域の中では、比較的高い状

況にありますので、ここでの値上げはまだちょっとないのかなというふうに感じております。また、先ほどから出ておりますけど、瑞穂市の場合下水道がまだほとんど地域、普及しておりません。人口の比率でいいますとまだ8割が未整備ということになっておりまして、これから図面でいうと赤い色の地区の、公共下水道事業瑞穂処理区を整備していくことになっております。こちらの下水道が整備された場合、使用料が高いとなかなか接続がされにくいと想定されますので、今回については改定しないので話出すのも変なのですが、現状維持にしたいなと考えているところでありまして、こちらについてもご意見いただけたらなと思います。

(会長) では今、下水道使用料について事務局から現状維持ということでご提案がありました。皆様御意見、御質問いかがでしょうか。

(委員E) 経費回収率最低でも100パーセントということですが、だいたい目標はいろいろやってくと、110ぐらいを狙っているとかあるのですか。もっていきたい数値はありますか。結局のところ市民みんなで負担するか、受益者負担にするかのバランスですね。業者にもっていけばもっていきやすいのでもっていかうとかいろいろな考えがあると思いますが、最後の着地というか、その最低でも100を超えるまでいくというのが、今回のところですかね。

(事務局工藤) それぞれ、呂久処理区が平成9年、別府処理区が平成15年、巢南の西処理区が平成16年に供用開始しまして、結構処理場とかの機械とかもだいぶ修繕費が嵩んできておりまして、逆に今は、修繕費が安いので100パーセントぐらいを維持できているんですけど、これから修繕料が増えていって維持管理費が高くなっていくことが想定されています。ですので、100パーセント以上を目指しているんですけど、150とか200っていうのは到底無理かなとは思っております。

(委員E) そうすると、なかなか前に比べて既に割高だとは言え、受益者負担というのも非常に理屈だと思うので、使用料もあげざるを得ないというところに最後はいく可能性もあるのかなと思いますので、ひとつひとつ決めていくのもあれですけど、仮に決めながら最後もどってみたいところなのかなと。目指すところがあるならそこにたどり着くようになんとかやりやすい順にやるみたいなの、そんなことかなっていうことをちょっと想像したものですから、そんな発想でみていけばいいですかね。

(事務局工藤) 言っていた通り、本来受益者負担ということで、国のほうも財政審議会みたいなものがありまして、その意見としては、下水道事業については受益

者負担なので値上げをしろというのが基本的な方針なんですけど、瑞穂市の場合はまだ平均よりも高いというところと、この地域ではかなり高いというところと、これから普及していくために高いと接続してもらえないのでというところで、本来は全体に普及していれば値上げの議論が一番最優先かなというふうには思っているんですけど

(委員D) 戻って質問して申し訳ないんですけど、経費回収率が、特定環境保全公共下水道事業が98.5パーセントに対して、農業集落事業が62.6パーセントと書いてありますが、水洗化率が高いのにどうして低いんですか。

(事務局工藤) 戻って1ページの資料を確認していただきますと、呂久のところは396人住んでおられて、391人の方が接続して使っておられます。5人だけが接続していない状況です。率でいうと98.7パーセントです。それにも関わらず62.4パーセントの経費回収率しかないのは、小さい施設は効率が非常に悪いということです。ですので、公共下水道のような大きいエリアでやって処理場を一つにしたほうが、効率がいいということです。小さい処理場をいっぱいつくってしまうとこういう状態になってしまうということです。あと、小さくても大きくても基本的に下水処理場にかかる費用は必要な部分がありまして、固定費とか変動費とかいうんですけど、固定費に係る部分は必要な分がありましてそこが削減できない部分がありますので、ほぼ全員が使っていても62.4パーセントという残念な数字となっております。

(委員D) 支払いは、してみえるということですね。

(事務局工藤) そうですね。ここの地域は滞納されている方はひとりもいないです。5人を除いて接続もしてもらっていますし、支払いもしてもらっています。

(副会長) 使用料というのは、今おっしゃったように規模が大きければ大きいほど、つまり加入世帯が大きければ大きいほど、効率はいいと思います。収入と支出のバランスを考えた場合に。現在瑞穂市の場合、3つ方式でやっておられる、将来先ほどの図面でいいますと、赤色で示された現在下水道が普及していない、この部分を、これは将来の課題ですけど、すべて下水道を敷設して利用者を増やせば、比較的人口密度の高い地域ですので、設備投資は比較的安く抑えることができる。人口密度の高い岐阜市とか大垣市というところは、新規の割には加入者数が多くて収支のバランスでいうと大変効率のいい収入が見込める。ですから、将来瑞穂市が歳入増を図るうえで、この膨大な地域をやや中長期的な視野で下水道施設の普及を図ることも将来的な課題ではありますが見据えていかないと、既存の3つエリアだけで固定的に考えてしまうと収支バランスをとるう

えで限界というものがあると思いますので、ただそのことは課題としてぜひ頭の隅においてもらえるといいと思います。この表では人口密度を考慮した表にはなっていないので、例えば下水道使用料の一覧なんかでもこれは結論であって、背景にある条件の違いは入っていませんので、条件をできるだけよくすることによって収支比率のうちの収入の比率を高めるとやや中長期的な考え方としては必要かと思います。今回の答申とは直接かわらないですけど。

(会長) わたしからひとつ質問です。下水道使用料の値上げはしないという方向で話をすすめていまして、でも100パーセントを達成するには次のご提案の、要は単価をあげるのではなくより多くのかたが接続していただいて100を越そうという方針なのかと思っておるのですがそのあたりはどうなのでしょう。

(事務局工藤) おっしゃる通りです。現段階では値上げは難しいのかなと思っていまして、まだ接続率が特環事業で70.9パーセント、コミ・プラ事業で54.1パーセントということで、まだ利用されていないかたがいますので、最初に利用者のかたを増やしてから最終的には値上げという話になるのかなと思うんですけど、今回については、利用者を増やす方法を考えるということで、この後3番目の項目として提案させていただいております。

(会長) 下水道使用料は現状維持ということで皆さんご了解いただけますでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) では、皆さん賛成ということでこの提案につきましては、審議会として賛成といたします。

(事務局工藤) 今の現状維持のところ、ひとつだけ補足させていただきます。この中にも下水道をご利用いただいているかたが見えるので、ひとつ付け加えると、来年の10月に消費税が10パーセントになるといわれていまして、この2パーセント部分の値上げに関しては、申し訳ないですけど、値上げすることになりますので、下水道を使っているかた、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

(会長) 現状維持というのは、消費税抜きの金額がということでよろしいですか。

(事務局工藤) その通りです。消費税の部分に関しては瑞穂市だけではなく全国そうだと思いますので。

(会長) ありがとうございます。続きまして、事務局さん(3)の提案をお願いします。

(事務局工藤) 先ほど会長さんからご意見いただきました、利用者を増やす方法は、次提案されていますねということですが、今回一番いろんな意見があったり、ほんとにいいのかというような話もありまして、今日の時間からしても資料の説明だけで終わるか終わらないかということになりそうだと思いますので、次の、歳出の削減の(1)(2)のところを説明し、審議いただいて、時間によって歳入の(3)下水道使用水量の増というところについて、時間があれば説明だけするか、まるまる次回に説明からまわすかというような、時間をみてしたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

(会長) 今(3)については、結構審議のご意見もありそうということで、2の歳出の削減のほうを先に繰り上げて審議をさせていただきたいとわたしは思いますが、いかかでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) では、2の歳出の削減のほうから、事務局のほうからご提案をお願いします。

(事務局工藤) 2番の歳出削減(1)宅地開発事業に伴う現道の下水道施設工事費(市街化区域、事業計画区域)というところで、非常に専門的でわかりにくいですが、下水道の普及している地域でも、下水道管が通っていないところがあります。わかりにくいので、ホワイトボードに書いて説明したいと思います。

ひとつめのタイトルのところに市街化区域と事業計画区域というのがあると思います。これが市街化区域とします。瑞穂市の場合コミュニティ・プラントの地域になります。特環事業のところ西処理区は、下水道法の適用を受けておりまして、法律上こちらは事業計画区域といいます。こちらの中に家が建った場合の新設の工事費の話をここではしております。

これが道です。この細い棒が下水道管で丸いのがマンホールです。ここに家が建った場合は、現在下水道の管はありません。ここの工事費については、市街化区域と事業計画区域については、全部市のお金、公費で設置しております。このことが資料の30ページに書いてあります。瑞穂市宅地開発事業に伴う下水道施設工事の施行区分に関する要綱というものがございまして、第4条の工事施行区分というところが、非常にわかりにくいので読んでいただいてもちょっと難しいですが、公費で工事を行うところがすべて書いてあります。第4条第1項第1号の市街化区域は公費で行います。第1項第2号の事業計画区域についてもすべて公費でやると書いております。今回提案したいのは、先ほどの6ページに戻っていただきますと、ここの家を建てる目的ですね、個人の方が

もともと土地を持っていて家を建てる場合と、ハウスメーカーさんだったり、不動産屋さんだったり建売住宅を建てて、下水道管が必要になる場合があります。結論から申し上げますと、個人が家を建てる場合今まで通り公費でやります。建売業者さんが、下水道施設が必要となる場合は、業者さんの工事の負担にして、歳出の負担を減らしたいと提案したいと思っております。なんでまた業者にばかり負担をかけるんだ、という話になるんですけど、備考欄に浄化槽設置補助金は転売目的の場合は、補助金対象外と書いてあります。浄化槽の、仮に下水道の区域じゃないあたりで家を建てる場合、合併浄化槽を設置しなければならないということになります。こちらの設置の費用には、市の補助金を交付することができます。補助金の交付要綱が資料の33ページについてあります。要綱第3条に補助対象者というのがありまして、第3項に、次の各号のいずれかに該当する場合に対しては、補助金を交付しないということになりまして、第3号に販売または展示の目的で住宅等を建築し、浄化槽を設置する者及び当該住宅等を購入したものとあります。一言でいうと、販売目的の場合は、浄化槽の補助金は対象にしませんとっております。下水道も浄化槽も同じ汚水処理施設として整合を図り、業者さんの負担にして下水道の市の工事費を削減したいということです。32ページに過去にこの事例がどれぐらいあったかの資料をつけております。過去に転売目的の工事をどのくらい市でやったかという表が、32ページの上の表になります。正直言ってそんなに件数はないです。西処理区の場合は市街化区域ではないので、それほど家は建たないですし、建売とか分譲地というものをつくってもあまり売れないと思うのでそういう開発自体も少ないので4件しかありません。全額を市が負担してありまして、918,700円とか、別府の方ですと、13件で2,840,334円と、そんなに金額としては多くないです。これの何が負担かという、市で発注する工事になりまして、職員がこの申請があると測量して、設計して、積算して、発注して、契約して、現場も管理してということになりまして、この金額以上に職員の負担がすごく多いです。下水道課の職員は今4名しかいなくて工事の担当者が一人しかいない状況で、本来市が発注している工事とか修繕もあって、新たに突然この工事をやることになります。職員の負担軽減のためにも、転売目的のものについては、自費工事に変えたいというところです。瑞穂市は公費でやっていますが、基本的には、他の自治体の多くのところが自費工事になっていまして、瑞穂市がもともと手厚すぎた部分があったので、それも浄化槽の補助金とあわせて改正したいという提案です。

(会長) 提案ありがとうございました。ご意見ご質問があれば、お願いします。

(委員E) 主な道路には、下水道管はほとんど通っていると考えていいですか。あつて当たり前のところまでやっていないなら、市がやったほうがいいんじゃないかと

いう気がします。

(事務局工藤) 別府処理区域については、ほとんどのところにありますけど、ないところもまだあります。

(委員E) そのないところは、今後市が予算をつけて工事をしていくのですか

(事務局工藤) 建物が無いので、入れていきません。個人の場合、市街化区域はもともと家が建つ前提なので、今までどおり公費でやります。転売目的の場合は、多くの自治体が業者さんの費用負担でやっていたりもあって、また浄化槽の補助金も出ないということもあって、併せて変えていきたいということです。

(副会長) 上水道や下水道に対する行政の責務がわかりませんが、上水道の場合は、ポツンとはなれたところでも、家が軒新たにできると、上水道の管の整備を行政がしなければならないですよね。水の供給義務とか法律ではあると思うので。下水道も同じような取扱いになっているか、お聞きしたいです。

(事務局廣瀬) 今の説明の下のところにもあるんですけど、水道事業に関しましては、今60mまでは市で負担してやっています。施工距離が60mまでであれば、個人のかたなら市で施工します。例えば施工距離が100mあった場合は、60mまで市が負担しますが、残りは申し訳ないですけど個人で負担をお願いします。

(副会長) 下水道の場合も同じ考え方ですか。

(事務局廣瀬) そこに関しては今はっきり答えられないので、まずもって状況の説明をさせてもらいました。そこまで負担できないかたっていうのは、井戸を掘ってという形をとられています。もし本来市のほうで施工しなければならない義務があるならば、そういう申請があればすべてやるべきだとは思いますが、限定的なことは申し上げられないです。

(副会長) 実際私の住んでいる地域でも、たまたま私自治会長をやっていますので、消火栓をつけてくれとか、格納箱を設置してくれという要望が結構あります。ところが、上水道の管が通っていないからつけられない。したがって一番近い消火栓のところからホースを何本もつないでやるしかないということになっています。上水道の管がないところに人が住んでいないかという、ポンプで井戸水をあげて生活していて、本人は、市の上水道に繋ぐ計画はないと思います。

本人が上水道に繋がりたい場合、本人の負担なしに行政が代わりに管を伸ばしてあげると、消火栓の設置もスムーズに行くことになるものですから、上水道をひきたいっていったときに、受益者である市民の要望において行政が義務的にやらなければならないものなのか、そうでないものかその辺を、下水道の場合も同様ですけど、ちょっとお聞きしたかっただけです。

(事務局廣瀬) そこはちょっと確認させていただきまして次回ご報告させていただければと思います。

(委員A) 家が建ったとき、下水の場合はどうなるんですか。

(事務局工藤) 市街化区域と事業計画区域の場合、今までは全部公費でやっていました。これからは個人の場合は水道と一緒に公費でやります。

(副会長) 転売目的とかそういう場合は、適用しませんよっていうことですね。

(委員A) 今までは、どうなの。

(事務局工藤) 今までは転売目的でも、現道部分については、公費でやっておりました。

(委員A) 現道って何。

(事務局工藤) 現道っていうのは今ある道です。新たに作る道ではありません。

(委員A) 既存道路については、家が建ったら全部下水はひいていったってことですね。

(事務局工藤) 建売とか田んぼの中に6軒とか8件とか建売住宅を開発する業者さんがいて、その中に道を作る場合がありますよね。そこについては、自費工事で、業者さん負担でやっていただく。

(委員A) 公道部分はどうなるんですか。

(事務局工藤) 公道部分は今までは、どちらの場合も公費でやっておりましたが、これからは、転売目的である、建売であったり分譲地であったりっていう、業者さんの名前で申請が出てきた場合は、その方の費用でやってもらうということです。

(委員A) 今までは全部ひいていたということですね。誰であろうと。
今度は転売目的については公道部分についても、自己負担ということですね。

(事務局工藤)　そうです。

そんなには長い距離やってもらうことはないですけど、市街化区域の中のコミュニティ・プラントのところには、ほとんど入っていますし、特環の地域は農業振興地域というところで、正直いって開発が許可されませんよね。万が一開発が許可される場合ってというのは、集落に隣接しているところで、下水道管入っているところがかなり近いのでそこを少し伸ばしてもらえれば。ですので、みてもらったとおり件数的には、過去平成22年まで遡っても、西処理区で4件、別府処理区で13件しかないんですよ。これって本管を伸ばしている工事は金額の高いもので、あとは取付管と公共ますを新たに設置している、16万とか25万とかいう費用で、本管を伸ばしている場合はほとんどというか、ないに等しいんですよ。

(会長)　今回浄化槽の補助の規定にあわせて下水道のほうも分譲住宅、建売住宅、転売目的については自己負担で、という限定的な裁定になると思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員C)　浄化槽の補助があるというあたりと整合性をとろうとすると、当然今まででとっておくべきだったという気がしますね。

(会長)　この件については皆さん賛成ということでよろしいでしょうか。

(委員)　異議なし

(会長)　ありがとうございました。2(1)につきましては、賛成ということ で可決されました。

では、2(2)につきましては、事務局さんのほうからご提案をお願いします。

(事務局工藤)　それでは、2番目の(2)同じようなタイトルになりますが、宅地開発事業に伴う現道の下水道施設工事費ということで、こちらについては市街化区域外、事業計画区域外に、新たに家が建てられる場合ですね、本管を伸ばす工事が必要となります。そちらが先ほどお話があったと思いますが、水道ですと60mという話がありました。こちらについてもホワイトボードに書いて説明します。

事業計画区域外に家が建つ場合、元々事業計画区域ではないので、下水道管はありません。しかし建築主は下水道を使いたいので、下水道管を伸ばす必要があります。先ほど部長が申し上げた通り、水道は施工距離が60mまでの時は公費でやりますという決まりがありました。下水道は今まで80mでした。8

0mの1/2を公費、残りの1/2を個人が負担するという決まりがありました。80mを超える部分は、下水道は全額個人負担。これはなぜ80mだったかという、下水道と合併浄化槽の設置費用との経済比較をする定義がありまして、合併浄化槽が安いのか、下水道が安いのか、工事費と維持管理費の両方を含めた経済比較してこの延長を出すのを、ここに書いてありますが、家屋間限界距離といいます。6ページの下の方というところの一番下に、平成16年算定の家屋間限界距離が80mだったので、80mまでは1/2を公費で負担していました。平成28年度に、県から汚水処理施設の算定マニュアルが改訂されて、示されました。これに基づいて家屋間限界距離を再計算すると、55mになりました。55mを超えるようなときに1軒しかない場合は、合併浄化槽の方が工事費、維持管理費の両方を含めて安いと。ですので、1軒しかない場合は、55mを超える場合は合併浄化槽で計画してくださいという、県の汚水処理整備構想の見直しがありまして、マニュアルの中で経済比較して、瑞穂市の場合55mとなりました。元々80mの家屋間限界距離だったので、55mに変えたかたんですけど、先ほど部長がいました通り、水道は60mでやっております。ですので、60mと55mは近いですし、家を建てられるかたからすると、55と60両方あると非常に分かりにくい、なので下水も水道にあわせて60mにかえたいということです。では、これが過去遡って80m以上がどれぐらいあった、60m以上がどれぐらいあったという資料が、先ほどみていただいた資料の下の方になります、32ページです。事業計画区域外で1軒だけ建った場合の、平成22年度から平成29年度までの表となっております。この管を伸ばした延長が書いてあります。延伸延長と書いてあるところです。77.2m、44.2m、37.8m、15.2m、22.6m、99.5mとあります。実際60mに減らしたとしても、平成22年度の77.2mと平成29年度の99.5mの2件しか該当していません。費用的には、半分は元々個人負担でしたので、延長を減らした分を単純にメートルあたりで計算すると、2件で74万2千円ぐらいしか安くないんですけど、これだけでも、これからも出てくる可能性がありますので、延長を短くして歳出を削減できるようにしたいという提案です。

(会長) 以上でよろしいでしょうか。ご提案ありがとうございました。皆様方から、ご質問ご意見ありましたらお願いします。

平成28年度に県のほうでマニュアル改訂があり、家屋間限界距離が改定されたということで、それに合わせて今回距離を短縮するという主旨でよろしいですね。現状大した件数ではないですが、この先々をみると今改正しておいたほうが良いということでしょうか。

(事務局工藤) 基本的には、別府処理区にはこの内容は適用されないですけど、西処理区に関

しては東海環状自動車道の大野・神戸インターが来年度開通すると聞いておりまして、それに伴って西処理区も開発が進む可能性があると考えておりまして、延長の長い工事もあるかもしれないということで、今改正しておきたいという思いがあります。

(委員C) 現状の公道には、ほとんど入っているでしょ。

(事務局工藤) 今居住されているところには、入っております。新たに農振除外ができて、家が建った場合ということです。

(委員C) 言い方悪いですが、変に無秩序な開発で住宅が建つというちょっとした規制になるんじゃないかと思います。業者の自己負担分が増えるんですから。業者は販売価格に転嫁するだけですから。こういうところでも少しの規制があれば、ある程度うまく市街化計画に誘導していける可能性があると思います。だからこれは当然あって然るべきものなのではないかと思います。

(委員D) 以前、150mぐらい離れたところに分家住宅を建てようと思ったときに、水道管は来ていたんですけど、下水道管の工事がまだで、自己負担でやってくださいと言われて、別のところ建てたということがありました。

(会長) この提案についても賛成でよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) それでは、可決とさせていただきます。

残りの時間がわずかになってまいりましたが、1の(3)のご提案が残っておりますが、概要だけでもご説明いただけますか。

(事務局工藤) だいたい2時間というのを想定しておりまして、そんなに時間もありませんので、詳しい説明は先ほどあとに回しました、下水道利用者を増やす方法についてをこれから提案したいのですが、一言でいいますと、下水道の未接続のひとつに対して工事費が高いから接続できないよという意見がすごく多くて、その工事費の一部を助成する制度をつくることを提案しております。元々瑞穂市の場合、供用開始から2年間の場合5万円の助成制度があったんですけど、今供用開始してから2年の地域がございませんので、下水道の工事をして、何も助成金とかないです。未接続のかたにアンケートをとったりなんかして、詳しい説明とかは次回したいと思いますけど、工事費が高いから接続できないという意見が非常に多くて、これまでに助成金をもらわずに接続したひとと、不公

平だという意見もあるんですけど、それよりも下水道は水をきれいにすることが目的なので、まずは接続してもらいということで、市から提案しているのは5年間、1軒接続していただいたかたに、10万円の助成したらどうかという提案をさせていただいております。これについては、今概要だけご説明させていただきましたけど、次回沢山資料がありますのでその資料でご説明して皆さんの意見を聞きたいなというふうに思っております。

(会長) 概要の説明ありがとうございました。1の(3)につきましては、次回詳しい説明を再度いただきまして、この審議会で審議させていただきたいと思いがよろしいでしょうか。

それでは、時間もそろそろ2時間になりますので本日の審議会は閉会とさせていただきます。

次回の審議会の日時を決めさせていただきたいと思っております。事務局のかたいつぐらいに開催したらよいかという提案、ご希望はございますでしょうか。

(事務局廣瀬) 今回11月に開催しておるんですけど、可能であれば、今回の諮問に対しては、2月中旬ぐらいに答申をいただければと考えておりますので、そのためにひと月に一度ぐらいのペースで開催したいと思っておりますが、12月中に一度お願いできればと思っております。いかがでしょうか。

次回開催日の調整

(会長) 次回は、平成30年12月14日の金曜日、9時30分からお願いします。